

(様式 2)

「京丹後市建築物耐震改修促進計画（案）」の概要

1 住宅・建築物の耐震化の必要性・目的・位置付け等

住宅・建築物の耐震化の必要性

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災等により多くの人命や財産が奪われました。

建設省（当時）は、地震後直ちに「建築震災調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査を行った結果、昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多かったことが実証され、同年 12 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

さらに、近年では、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しました。

ひとたび大地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうした中、平成 17 年 3 月 30 日の中央防災会議において「地震防災戦略」が決定され、『今後 10 年間で地震被害を半減させる』減災目標が設定されました。

「京丹後市建築物耐震改修促進計画」の目的

「京丹後市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、また避難路及び緊急車両の通行のための通路確保のため、旧耐震設計基準に基づき建築され、現行の建築基準法に規定されている新耐震設計基準を満足していない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図るために京丹後市の基本的な施策を定めます。

「京丹後市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「促進計画」は、耐震改修促進法第 5 条第 7 項により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号、以下「基本方針」という。）及び「京都府耐震改修促進計画」を踏まえ策定するものです。

また、計画の策定及び施策等の実施に際しては、本市の防災対策の基本となる「京丹後市地域防災計画（震災対策編）」（平成 18 年 2 月策定）と整合を図ります。

計画期間

「促進計画」の期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までとします。

なお、本計画は計画内容及び進捗状況等を検証し、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

対象地域

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するという本計画の目的に鑑み、「市内全域」を計画の対象地域とし、特に既成市街地で倒壊等により市民の避難・救助及び消火活動の支障となる住宅等の建築物については、優先して耐震改修を促進させることとします。

2 耐震化の現状と目標設定

想定される地震の規模と被害の状況

耐震化の現状

- 1) 住宅
- 2) 市有公共建築物
- 3) 耐震化施策の現状と実績
- 4) 耐震改修等の目標設定
 - 1) 住宅
 - 2) 特定建築物

3 建築物の耐震化を進めるための取組

耐震化促進に向けた基本的な取組方針

耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組

耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

4 資料編

京都府北部の「表層地盤のゆれやすさマップ」

木造住宅耐震診断結果分析

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の概要